

次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日

2. 内容

目標：

テレワーク（ICTを活用した場所にとらわれない働き方）の導入

- ・新型コロナウイルス感染対策を意識した規定を見直し、育児介護等の諸事情により出社しての就業が厳しい社員が、就業を継続できるように規定の見直しを実施する。

3. 対策

令和4年4月～ 在宅勤務規定の見直し&改善提案。

令和5年4月～ 社員へのヒアリングを実施し、改善点があれば改善実施。

以上